

地域のみなで子育てを！

上越市ファミリーサポートセンター

相互援助の手引き

【令和 7 年度改訂版】

ファミリーサポートセンター基本事業は
子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育てを応援したい人（提供会員）
が登録をし、相互援助活動を行う会員組織です
利用するためには事前に身分証明書を持参のうえ、会員登録が必要です

会員の種類と条件

いずれも上越市に住民票がある方

- 依頼会員 … 0歳から18歳までの乳幼児・未就学児・児童・生徒の保護者
- 提供会員 … 心身ともに健康で、自宅での子どもの預かりや自家用車での送迎ができる方。当センターが実施する提供会員養成講座を全課程終了後、活動ができます。講座終了後、依頼に応じた援助を行います
- 両方会員 … 依頼会員と提供会員の条件を満たし、自分も育児を応援してほしいけれど、時間があるときに援助活動をしたい方

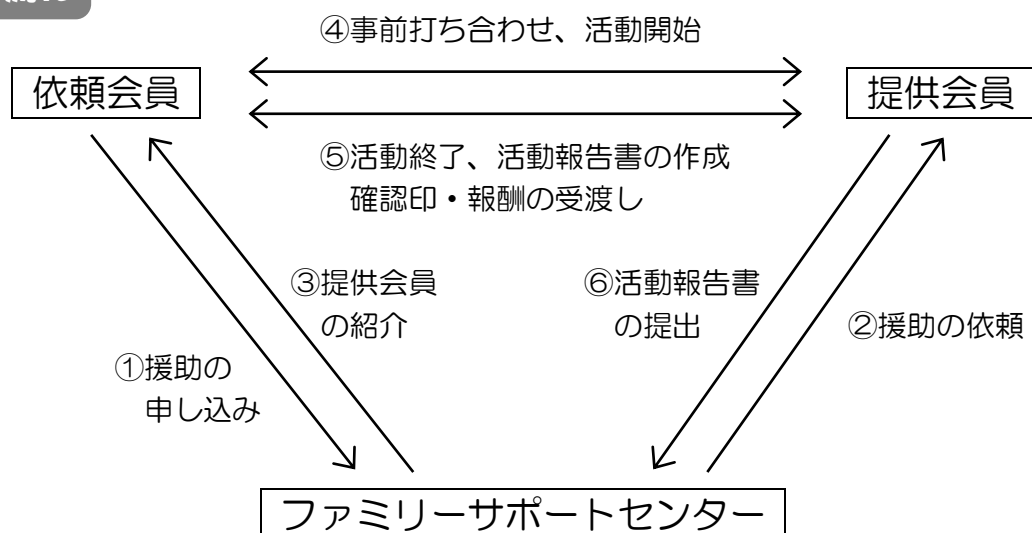
援助の内容

ファミリーサポートセンターで行う援助は、あくまでも急な子どもの対応・手不足を補うための援助です。内容は短期的、補助的なもので、乳幼児の長期間保育等はありません

＜主な援助の例＞

- 1 保育園等の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
 - 2 保育園や学校、習いごと等への送迎
 - 3 保護者が病気、急用のときの子どもの預かり
 - 4 離れて暮らす親との面会交流のサポート
- ※ このほかにも、センターが認める範囲内で様々な援助が行われます
- 子どもを預かる場所は、双方で話し合いのうえ決めることができます
ただし、大人が在宅していない依頼会員宅では援助できません。
 - 保護者に代わって子どもを病院で受診させること、予防接種や健康診断を受けさせることはできません
 - 集団保育は行いません
 - 早朝や夜間にわたる援助活動はできますが、宿泊は行いません
 - 家事援助や子ども以外の家族への支援は行いません
 - 子どもは、大人から大人への引き渡しを原則とします

活動の流れ



- ① 依頼会員は、援助を受けたい内容について、センターに相談します
- ② センターは、条件の合う提供会員に連絡し、援助が可能かを確認します
- ③ センターは、依頼会員に提供会員を紹介します
- ④ 提供会員は、依頼会員と事前打ち合わせをし、双方合意のうえで活動します
- ⑤ 提供会員は、援助終了後に援助活動の報告を書き、依頼会員の署名をもらいます
- ⑥ 提供会員は、1か月分の援助活動の報告をまとめ、翌月5日までにセンターに提出します

活動時間と料金

- 1 依頼会員が援助活動後に提供会員に対して支払う料金は次のとおりです。
なお、支払いは依頼会員が提供会員へ、活動のつど直接支払います。ただし、両者で合意のある場合は月払いなども可能です。

	提供会員受取報酬額	依頼会員支払額	市補助金額
平日の7時～19時	900円/時間	700円/時間	200円/時間
上記以外	1,000円/時間	800円/時間	200円/時間

【依頼会員を対象とする助成制度について】

生活保護世帯には全額、市民税非課税世帯・児童扶養手当受給世帯には500円/時間の助成を受けることができます。（要申請）

【提供会員を対象とする補助制度について】

援助活動実施の翌月末日までに補助金交付申請書兼請求書を市こども家庭センターまたはセンターに提出することで、上記補助を受けることができます。当日キャンセル料は補助金申請には該当しません。

- 2 援助開始から最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間として計算します。
- 3 援助時間が1時間を超える場合は、30分以下は上記の金額の半額、30分を超え1時間までは1時間として計算します。
※送迎の場合は、提供会員が自宅を出発する時間が援助の始まり、自宅へ戻った時間が援助の終了となります。
- 4 1人の提供会員に1世帯で2人以上の子どものみを預ける場合、2人目から報酬額が半額となります。
- 5 取消し料（キャンセル料）は次のとおりです。
 - ・前日までの取消し … 無料
 - ・当日取消し …… 上記基準により算定された依頼会員支払い額の半額
 - ・無断取消し …… 全額
- 6 食事（ミルク）代、おやつ代、おむつ代等は、依頼会員の実費負担となります。また、依頼者が特定のものを希望する場合は、依頼会員が用意してください。
- 7 公共交通機関、タクシー等を利用した場合の交通費は、依頼会員の実費負担となります。車を使用する場合の燃料代は、依頼会員が負担します。金額については双方が話し合ってください。

会員のやくそく（共通）

- 本会の活動の趣旨と決まりを守り、会員同士は互いに尊重しあいましょう。
- お互いのプライバシーを守りましょう。
※退会後も、活動中に知り得た会員の情報等について、第三者に漏らしてはいけません
- 活動依頼や、援助活動の報告書の提出がない場合は、活動にかかる補償保険は適用されず、万が一事故にあってもセンターは責任を負いません。必ず援助活動前に決められた手続きを行ってください。
- 入会申し込み後、申し込み内容に変更があった場合は、速やかにセンターに連絡してください。また、退会するときは、センターへ連絡するとともに、会員証を返却してください。

依頼会員の皆さんへ

～センターを利用されるにあたって～

- 紹介した提供会員に依頼する日時が決まったら、必ずセンターに報告してください。
- 依頼の取り消しや変更がある場合は、すぐに提供会員およびセンターへ連絡してください。当日取消し、無断取消しの場合は、取消し料がかかります。
- 援助活動中の子どもの食べ物、飲み物、着替えなどは依頼会員が用意してください。提供会員にお願いする場合は、実費相当額を負担してください。
- 車を使用する援助活動の場合、チャイルドシートは依頼会員が用意してください。また、燃料代については、双方が話し合って決め、実費相当額を負担してください。
- 保育園、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、習い事等への送迎を頼む場合は、提供会員が迎えに行くことを該当の施設担当者へ必ず事前に連絡してください。
- 依頼した援助内容以外のことは要求しないでください。援助内容を追加および変更したい場合は必ずセンターを通してください。
- 約束した時間は必ず守りましょう。

提供会員の皆さんへ

～援助する時に～

- 援助活動を始める前に「援助活動をするにあたって」を参考に、保育する場所や周りの安全を定期的に確認してください。危険な物は子どもの手の届かない所へ片付けるなど、援助活動中は常に子どもの安全を第一に考えてください。
- 活動中に子どもの体調が急に悪くなった場合、もしくは事故が発生した場合は、速やかに依頼会員およびセンターへ連絡してください。
- 援助活動中の食べ物、飲み物を依頼された場合は、依頼会員と相談して決めてください。その場合、実費相当額をいただってください。
- 車を使用する援助活動の場合、燃料代については、双方が話し合って決めてください。その場合、実費相当額をいただってください。
- 常に健康状態に留意し、感染症にかかっているときや、その他子どもの健康に悪影響を及ぼす状態にあるときは、援助をしないでください。
- 活動終了後は、援助活動の報告（3部複写）を記入し、依頼会員と確認し合い、お互い取り決めた金額を授受してください。報告は1枚目を依頼会員へ、3枚目は1か月分をまとめて翌月5日までにセンターに提出してください。
- 救命講習および事故防止に関する講習「子どもの事故と応急手当」は少なくとも5年に1回、必ず受講してください。

補償保険制度

センターでは、活動中の事故に備え、下記のファミリーサポートセンター補償保険等に加入しています（保険料はセンターが負担します）。

1 サービス提供会員傷害保険

提供会員が、保育サービスの提供中や保育サービスを提供するため、自宅と依頼会員の子ども宅や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

事 由	補 償 額	備 考
死 亡	500 万円	事故日から 180 日以内の死亡
後遺障害	程度により 500 万円～15 万円	事故日から 180 日以内の後遺障害発生
入 院	1 日あたり 3,000 円	事故日から 180 日を限度
手 術	手術の種類に応じて 3 万、6 万、12 万円	事故日から 180 日以内の手術
通 院	1 日あたり 2,000 円	事故日から 180 日以内で 90 日分を限度

2 賠償責任保険

提供会員が、保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲み物等が原因で第三者（依頼会員の子どもを含む他人。なお、サービス提供会員と同居の親族を除く。）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、提供会員が負担する賠償金等を補償するものです。

事 由	補 償 額
対人・対物賠償（1 事故および保険期間中）	2 億円
初期対応費用（保険期間中）	500 万円
現金盗難（保険期間中）	10 万円

3 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、提供会員の過失の有無に係らず補償するものです。

事 由	補 償 額	備 考
死 亡	300 万円	事故日から 180 日以内の死亡
後遺障害	程度により 300 万円～12 万円	事故日から 180 日以内の後遺障害発生
入 院	1 日あたり 3,000 円	事故日から 180 日を限度
手 術	手術の種類に応じて 3 万、6 万、12 万	事故日から 180 日以内の手術
通 院	1 日あたり 2,000 円	事故日から 180 日以内で 90 日分を限度

4 研修・会合傷害保険

研修・交流会、その他事業の開催中及び往復途上（自宅との通常の経路）に傷害を被った時に補償するものです。補償額など、詳しいことはセンターにお問い合わせください。



上越市ファミリーサポートセンター

<メール二次元コード>

☎ 025-521-4010 ✉ j-famisapo@za.wakwak.com

〒943-0835 上越市本城町 8 番 1 号（オーレンプラザこどもセンター内）

開所時間：9:00～17:00 ※第 2・4 火曜日（ただし祝祭日のときはその翌日）、
年末年始（12/29～1/3）は休館

上越市こども家庭センター 〒943-8601 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号 ☎ 025-520-5725

